

報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月5日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第1号

専決処分書

物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月25日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和2年12月18日 午後1時40分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市谷井田2047番地
つくばみらい市立伊奈小学校
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 伊奈小学校児童が、清掃作業中にリヤカーの操作を誤り、車両のリアバンパーを破損させた。
- 5 損害賠償額 46,789円
- 6 市の過失割合 100%